

『労働者派遣法 第30条の4第1項に基づく、労使協定締結事業所について』

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記の情報を公開いたします。

事業所名	労使協定の締結	労使協定対象者の範囲	協定有効期間
札幌支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
仙台支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
大宮オフィス	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
首都圏営業部	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
池袋オフィス	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
池袋第二オフィス	無	—	—
新宿オフィス	無	—	—
銀座オフィス	無	—	—
横浜支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
名古屋支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
大阪支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日
福岡支店	有	当事業所が雇用して派遣就業する全ての派遣労働者	令和2年4月1日～令和3年3月31日